平成２８年（フ）第７５号
滋賀県草津市野村４丁目13番17―301号、前住所滋賀県湖南市下田2988番地52
債務者　ディライト　クリエイティブこと　峰　梨花
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７号
大津市茶が崎３番11―1001号
債務者　西井　隼平
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
滋賀県野洲市小篠原481番地　市営小篠原団地224号室
債務者　姫元　博一
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３１号
滋賀県栗東市中沢２丁目５番２―217号
債務者　中間　仁美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
和歌山県新宮市野田８番７号　岩本アパート１―102
債務者　松浦　友美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第２８０号
広島市南区東雲本町１丁目２番６号
債務者　伊豆田和子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８５号
静岡県浜松市中区布橋１丁目10番25号グリーンビラ布橋205号、申立時の住所広島県東広島市西条町助実995番地40号
債務者　郡司　　繁
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７５号
広島市西区己斐上１丁目６番８―301号
債務者　玉山　祐望
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２号
山口県下関市秋根上町１丁目５番14号　グリーンエステート　101号
債務者　濵村　信和
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
山口県下関市長府豊城町５番11号　サンハイツ豊城　101号、前住所広島市中区基町19番１―526号
債務者　内田ユキヨ（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
福岡県柳川市七ツ家235番地１
債務者　梅崎　　壽
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
宮崎市大島町馬場尻1909番地　川口アパート103、住民票上の住所宮崎市下北方町野田589番地１　成松アパート10号
債務者　矢野　福男
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北1427番地３
債務者　金丸　裕紀
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４４号
宮崎市大字加江田6459番地10
債務者　内田　律子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３号
沖縄県石垣市字川平1216番地621
債務者　工藤　智博
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第６号
山形県最上郡舟形町長沢3768番地
債務者　柏木　　剛
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで　山形地方裁判所新庄支部